

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 危機管理防災課

法令名	武器等製造法	法令の番号	昭和28年法律第145号
許認可等の種類	猟銃等の製造事業の許可	根拠条項	第17条第1項
審査基準	<p>法第5条（許可の基準）第1項第2号及び第5号に適合していること。</p> <p>施行規則第20条（保管の要件）に適合していること。</p>		
	受付機関 危機管理 防災課	処理機関 危機管理 防災課	交付機関 危機管理防災課
		標準処理期間	25日
		標準経由期間	—日
		目次NO	36～